

Ⅱ 入学者選抜の概要

1 一般入試

国立大学及び公立大学(独自日程で入学者選抜試験を行う公立大学・学部を除く。詳細は公立大学協会ホームページ (<http://www.kodaikyo.org/>) を参照のこと) を志願する者は、「前期日程」で試験を実施する大学・学部等から一つ、「後期日程」で試験を実施する大学・学部等から一つ、「中期日程」で試験を実施する大学・学部等から一つの合計三つの大学・学部等に出願し、受験することができる。

なお、本学内の併願又は同一学部内の併願も認める。したがって、「前期日程」の学部・学科等と、「後期日程」の学部・学科等に出願し、受験することができる。

2 アドミッション・オフィス入試 (AO入試)

大学入試センター試験を課さない《AO入試Ⅰ》と、大学入試センター試験を課す《AO入試Ⅱ》の選抜方法により実施する。

《AO入試Ⅰ》

社会共創学部	産業マネジメント学科 産業イノベーション学科 環境デザイン学科 地域資源マネジメント学科
スーパーサイエンス特別コース	環境科学コース 地球惑星科学コース 生命科学工学コース

《AO入試Ⅱ》

法文学部	人文社会学科 「昼間主コース」, 「夜間主コース」
教育学部	学校教育教員養成課程 初等教育コース 小学校サブコース 特別支援教育教員養成課程
社会共創学部	産業マネジメント学科 AOⅡA：普通科又は理数に関する学科等対象 AOⅡB：専門教育を主とする学科又は総合学科対象
理学部	数学科 物理学科 化学科 AOⅡC：総合学科対象
農学部	食料生産学科 知的食料生産科学特別コース 生命機能学科 健康機能栄養科学特別コース 生物環境学科 水環境再生科学特別コース

3 推薦入試

出身学校長の推薦に基づき、大学入試センター試験を課さない《推薦入試Ⅰ》と、大学入試センター試験を課す《推薦入試Ⅱ》の選抜方法により実施する。

国公立大学の推薦入試（大学入試センター試験を課す場合、課さない場合も含める。）への出願は、1つの大学・学部等に限られているので、注意すること。

《推薦入試Ⅰ》

法文学部	人文社会学科	「昼間主コース」, 「夜間主コース」
教育学部	学校教育教員養成課程	初等教育コース 小学校サブコース
理学部	生物学科	
	地球科学科	
工学部	機械工学科	工業に関する学科又はそれに準ずる課程対象
	電気電子工学科	工業に関する学科又はそれに準ずる課程対象
	環境建設工学科	土木工学コース 普通科, 理数に関する学科, 工業に関する学科 又は総合学科対象
		社会デザインコース 普通科, 理数に関する学科, 工業に関する学科 又は総合学科対象
	機能材料工学科	工業に関する学科又は総合学科対象
	応用化学科	普通科, 理数に関する学科又は総合学科対象
	情報工学科	普通科, 工業に関する学科, 情報に関する学科, 理数に関する学科又は総合学科対象
農学部	食料生産学科	推薦A: 普通科又は理数に関する学科対象 推薦B: 専門教育を主とする学科又は総合学科対象
	生命機能学科	推薦A: 普通科又は理数に関する学科対象 推薦B: 専門教育を主とする学科又は総合学科対象
	生物環境学科	推薦A: 普通科又は理数に関する学科対象 推薦B: 専門教育を主とする学科又は総合学科対象

《推薦入試Ⅱ》

医学部	医学科	推薦A: 学校推薦 推薦B: 地域特別枠推薦
	看護学科	
工学部	機械工学科	普通科, 理数に関する学科又は総合学科対象
	電気電子工学科	
	環境建設工学科	土木工学コース 普通科, 理数に関する学科, 工業に関する学科 又は総合学科対象
		社会デザインコース 普通科, 理数に関する学科, 工業に関する学科 又は総合学科対象
	機能材料工学科	普通科, 理数に関する学科又は総合学科対象
	情報工学科	普通科, 工業に関する学科, 理数に関する学科又は総合学科対象

4 社会人入試

法文学部 人文社会学科 「夜間主コース」(アドミッション・オフィス方式)

医学部 看護学科

農学部 食料生産学科

生命機能学科

生物環境学科

5 私費外国人留学生入試

《私費外国人留学生入試》

法文学部（「夜間主コース」は除く。）、教育学部、理学部、医学部、工学部、農学部で実施する。

《渡日前入学許可制度による私費外国人留学生入試》

理学部、工学部、農学部で実施する。

【高等学校の学科の表記について】

1 「理数に関する学科」

高等学校設置基準第6条第2項第9号の「理数に関する学科」を指す。

2 「理数に関する学科等」

高等学校設置基準第6条第2項第9号の「理数に関する学科」及び「外国語に関する学科」（同第13号）、「国際関係に関する学科」（同第14号）などを指す。

3 「専門教育を主とする学科」

高等学校設置基準第6条第2項第1号から第15号の学科を指す。

【参考】 高等学校設置基準（平成十六年三月三十一日文科省令第二十号）抜粋

最終改正：平成一九年一二月二五日文部科学省令第四〇号

（学科の種類）

第五条 高等学校の学科は次のとおりとする。

- 一 普通教育を主とする学科
- 二 専門教育を主とする学科
- 三 普通教育及び専門教育を選択履修を旨として総合的に施す学科

第六条 前条第一号に定める学科は、普通科とする。

2 前条第二号に定める学科は、次に掲げるとおりとする。

- 一 農業に関する学科
- 二 工業に関する学科
- 三 商業に関する学科
- 四 水産に関する学科
- 五 家庭に関する学科
- 六 看護に関する学科
- 七 情報に関する学科
- 八 福祉に関する学科
- 九 理数に関する学科
- 十 体育に関する学科
- 十一 音楽に関する学科
- 十二 美術に関する学科
- 十三 外国語に関する学科
- 十四 国際関係に関する学科
- 十五 その他専門教育を施す学科として適当な規模及び内容があると認められる学科

3 前条第三号に定める学科は、総合学科とする。